

各 位

福岡県商工部観光局観光政策課長

【第9期】、<第3期>【大規模施設・大規模施設テナント向け】
福岡県感染拡大防止協力金申請受付開始の周知について（依頼）

本県観光行政の推進につきましては、日頃から種々御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

県では、県内全域における飲食店等及び大規模施設・大規模施設のテナント事業者に対し、6月21日から7月11日までの期間、営業時間短縮等の要請を行いました。

この要請に協力いただいた事業者の皆様に対し、「【第9期】、<第3期>【大規模施設・大規模施設テナント向け】福岡県感染拡大防止協力金」の申請受付を7月12日（月）より開始します。また、同日9時より電子申請フォームを公開します。

については、多くの事業者の方にご活用いただくため、貴団体の会員である対象事業者に対し、別添チラシ等により周知いただきますよう、ご協力をお願いします。

記

<添付書類>

- (1) 「【第9期】<第3期>【大規模施設・大規模施設テナント向け】」案内
- (2) 「【第5・6・7・8・9期】福岡県感染拡大防止協力金」チラシ
- (3) 「【第9期】福岡県感染拡大防止協力金」メールマガジン文案
- (4) 「<第1・2・3期>【大規模施設・大規模施設テナント向け】福岡県感染拡大防止協力金」チラシ
- (5) 「<第3期>【大規模施設・大規模施設テナント向け】福岡県感染拡大防止協力金メールマガジン文案

福岡県商工部観光局観光政策課
担 当：村崎
電 話：092-643-3419



担当課	商工政策課 企画班
内線	3630
直通	643-3434
担当	辻畑

【第9期】福岡県感染拡大防止協力金
【第3期】福岡県感染拡大防止協力金（大規模施設・大規模施設テナント向け）
申請受付を7月12日（月）より開始します。

営業時間短縮等の要請に協力いただいた事業者の皆さまに給付する、①【第9期】福岡県感染拡大防止協力金及び②【第3期】福岡県感染拡大防止協力金（大規模施設・大規模施設テナント向け）の申請受付を7月12日（月）より開始します。

1. 申請受付期間

令和3年7月12日（月）から8月11日（水）まで

※郵送申請は7月12日（月）から申請受付開始。①は【第5期】から【第9期】、②は【第1期】から【第3期】をまとめて申請を行うことができます。

電子申請は7月12日（月）午前9時に申請受付開始。

※過去に申請を行ったことがある場合は、入力項目、添付書類の一部省略が可能です。

※①【第5期】から【第8期】、②【第1期】、【第2期】の申請受付期限を8月11日（水）まで延長いたします。

2. 申請方法

(1) 郵送申請

次の方法で申請書入手し、郵送してください。

○**県ホームページからダウンロード（※7月9日（金）午前9時掲載開始）**

福岡県感染拡大防止協力金ホームページ

福岡県感染拡大防止協力金



○**県内各所にて配布（※7月12日（月）配布開始予定）**

商工会議所、商工会、県・中小企業振興事務所（【第9期】福岡県感染拡大防止協力金は、市町村役場、県・保健福祉環境事務所でも配布します）

○**郵送により取り寄せ（※7月12日（月）郵送開始予定）**

コールセンターまで依頼いただければ、申請書を郵送いたします。

※ 郵送申請は、書面による審査のため、給付まで時間を要することがあります。

【申請書の送付先】

〒810-8799 福岡中央郵便局留 福岡県感染拡大防止協力金事務局 宛

(2) 電子申請

7月12日（月）午前9時に福岡県感染拡大防止協力金ホームページに申請受付ページを公開予定。

3. 問い合わせ先

【福岡県感染拡大防止協力金コールセンター】

電話番号：0120-567-918 受付時間：9時～17時（平日・土・日・祝日）

※募集概要は別紙をご参照ください。

福岡県による要請に応じて、【第9期】令和3年6月21日～7月11日の全ての期間に営業時間短縮を行った事業者の皆さまに協力金を給付します。

	【第5期】	【第6期】	【第7期】	【第8期】	【第9期】																																																	
区域	①福岡市②久留米市	①福岡市②久留米市 ③その他市町村	県内全域		①福岡市②北九州市 ③久留米市 ④その他市町村																																																	
期間	①4月22日(木)0時 ②4月25日(日)0時 ～5月5日(水)24時	5月6日(木)0時 ～11日(火)24時	5月12日(水)0時 ～31日(月)24時	6月1日(火)0時 ～20日(日)24時	6月21日(月)0時 ～7月11日(日)24時																																																	
対象施設	<p>○飲食店営業許可・喫茶店営業許可を得ている施設が要請の対象 ※設備を設けて客に飲食をさせる営業を行う露店営業(屋台)は要請の対象です。</p> <p>○次の施設は、飲食店営業許可・喫茶店営業許可を得ている施設であっても要請の対象外 ネットカフェ、漫画喫茶、宅配・テイクアウト専門、キッチンカー、スーパーやコンビニのイートインスペース、自動販売機、ホテル等の宿泊施設において宿泊客のみに飲食を提供する場合の飲食施設、結婚式場、葬儀場</p> <p>※上記に加え、【第7期】【第8期】は、「飲食店営業許可を受けていないカラオケ店」、「飲食店営業許可を受けている結婚式場」を、【第9期】は、「飲食店営業許可を受けている結婚式場」を対象とする</p>																																																					
要請内容	<p>○営業時間を5時から21時</p> <p>○酒類提供時間を11時から20時 30分オーダーストップとすること</p>	<p>①福岡市②久留米市</p> <p>○営業時間を5時から20時</p> <p>○酒類提供時間を11時から19時 オーダーストップとすること</p> <p>(③その他市町村は営業時間を21時、オーダーストップを20時)</p> <p>○カラオケ喫茶やスナック等(カラオケボックス除く)のカラオケ設備利用自粛</p>	<p>○酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等(カラオケボックスや酒類持ち込みを認めている飲食店を含む)は、休業、または酒類及びカラオケ設備の提供を取り止めて営業時間を5時から20時とすること</p> <p>○酒類及びカラオケ設備を提供しない飲食店等は営業時間を5時から20時とすること</p>	<p>①福岡市②北九州市 ③久留米市</p> <p>○営業時間を5時から20時</p> <p>○酒類の提供は、業種別ガイドラインを遵守し、県「感染防止宣言ステッカー」の掲示店に限る。酒類提供は11時から19時オーダーストップとし、4人以下のグループに限る</p> <p>(④その他市町村は営業時間を21時、オーダーストップを20時)</p> <p>○カラオケ喫茶やスナック等(カラオケボックス除く)のカラオケ設備利用自粛</p>																																																		
1店舗あたり給付額	<p>①福岡市:1日あたり給付額×14日間 ※要請対応開始日が4月23日の場合は13日間、4月24日の場合は12日間</p> <p>②久留米市:1日あたり給付額×11日間 ※要請対応開始日が4月26日の場合は10日間、4月27日の場合は9日間</p>	<p>1日あたり給付額×6日間 ※要請対応開始日が5月7日の場合は5日間、5月8日の場合は4日間</p>	<p>○1日あたり給付額×20日間 ※要請対応開始が【第7期】5月13日の場合は19日間、5月14日の場合は18日間、【第8期】6月2日の場合は19日間、6月3日の場合は18日間</p> <p>○家賃月額×2/3(上限20万円)を加算</p> <p>ア:酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等が要請に応じた場合のみ対象</p> <p>イ:アのうち福岡市の休業した店舗は同市の家賃支援金の対象となるため、本加算については、福岡市に申請願います。</p> <p>ウ:アのうち北九州市の店舗は同市の家賃支援金の対象となるため、本加算については北九州市に申請願います。</p>	<p>1日あたり給付額×21日間 ※要請対応開始日が6月22日の場合は20日間、6月23日の場合は19日間</p>																																																		
※売上高減少額方式も選択可	<p>①福岡市②久留米市</p> <table border="1"> <tr> <th>1日あたり売上高</th> <th>[1日あたり給付額]</th> <th>1日あたり売上高</th> <th>[1日あたり給付額]</th> </tr> <tr> <td>8万3,333円以下</td> <td>2万5千円</td> <td>7万5千円以下</td> <td>3万円</td> </tr> <tr> <td>8万3,333円超25万円未満</td> <td>1日あたり売上高の3割</td> <td>7万5千円超25万円未満</td> <td>1日あたり売上高の4割</td> </tr> <tr> <td>25万円以上</td> <td>7万5千円</td> <td>25万円以上</td> <td>10万円</td> </tr> </table> <p>③その他市町村:【第5期】と同様</p>		1日あたり売上高	[1日あたり給付額]	1日あたり売上高	[1日あたり給付額]	8万3,333円以下	2万5千円	7万5千円以下	3万円	8万3,333円超25万円未満	1日あたり売上高の3割	7万5千円超25万円未満	1日あたり売上高の4割	25万円以上	7万5千円	25万円以上	10万円	<table border="1"> <tr> <th>1日あたり売上高</th> <th>[1日あたり給付額]</th> <th>1日あたり売上高</th> <th>[1日あたり給付額]</th> </tr> <tr> <td>10万円以下</td> <td>4万円</td> <td>10万円以下</td> <td>4万円</td> </tr> <tr> <td>10万円超25万円未満</td> <td>1日あたり売上高の4割</td> <td>10万円超25万円未満</td> <td>1日あたり売上高の4割</td> </tr> <tr> <td>25万円以上</td> <td>10万円</td> <td>25万円以上</td> <td>10万円</td> </tr> </table>		1日あたり売上高	[1日あたり給付額]	1日あたり売上高	[1日あたり給付額]	10万円以下	4万円	10万円以下	4万円	10万円超25万円未満	1日あたり売上高の4割	10万円超25万円未満	1日あたり売上高の4割	25万円以上	10万円	25万円以上	10万円	<p>①福岡市②北九州市 ③久留米市</p> <table border="1"> <tr> <th>1日あたり売上高</th> <th>[1日あたり給付額]</th> <th>1日あたり売上高</th> <th>[1日あたり給付額]</th> </tr> <tr> <td>7万5千円以下</td> <td>3万円</td> <td>7万5千円以下</td> <td>3万円</td> </tr> <tr> <td>7万5千円超25万円未満</td> <td>1日あたり売上高の4割</td> <td>7万5千円超25万円未満</td> <td>1日あたり売上高の4割</td> </tr> <tr> <td>25万円以上</td> <td>10万円</td> <td>25万円以上</td> <td>10万円</td> </tr> </table> <p>④その他市町村:【第5期】と同様</p>		1日あたり売上高	[1日あたり給付額]	1日あたり売上高	[1日あたり給付額]	7万5千円以下	3万円	7万5千円以下	3万円	7万5千円超25万円未満	1日あたり売上高の4割	7万5千円超25万円未満	1日あたり売上高の4割	25万円以上	10万円	25万円以上	10万円
	1日あたり売上高	[1日あたり給付額]	1日あたり売上高	[1日あたり給付額]																																																		
8万3,333円以下	2万5千円	7万5千円以下	3万円																																																			
8万3,333円超25万円未満	1日あたり売上高の3割	7万5千円超25万円未満	1日あたり売上高の4割																																																			
25万円以上	7万5千円	25万円以上	10万円																																																			
1日あたり売上高	[1日あたり給付額]	1日あたり売上高	[1日あたり給付額]																																																			
10万円以下	4万円	10万円以下	4万円																																																			
10万円超25万円未満	1日あたり売上高の4割	10万円超25万円未満	1日あたり売上高の4割																																																			
25万円以上	10万円	25万円以上	10万円																																																			
1日あたり売上高	[1日あたり給付額]	1日あたり売上高	[1日あたり給付額]																																																			
7万5千円以下	3万円	7万5千円以下	3万円																																																			
7万5千円超25万円未満	1日あたり売上高の4割	7万5千円超25万円未満	1日あたり売上高の4割																																																			
25万円以上	10万円	25万円以上	10万円																																																			
大企業「売上高減少額方式」	<p>[1日あたり給付額] 1日あたり売上高減少額の4割</p> <p>上限:「20万円」又は「1日あたり売上高の3割」のいずれか低い額</p>		<p>上限:「20万円」</p>		<p>上限:①福岡市②北九州市③久留米市「20万円」④その他市町村【第5期】と同様</p>																																																	
申請受付	令和3年5月20日(木)～8月11日(水)		6月1日(火)～8月11日(水)	6月21日(月)～8月11日(水)	7月12日(月)～8月11日(水)																																																	

給付要件

- 【第9期】の①福岡市②北九州市③久留米市は夜20時から翌朝5時までの時間帯に営業を行っている店舗、④その他市町村は21時から翌朝5時までの時間帯に営業を行っている店舗であること、【第7期】及び【第8期】は休業要請に応じた店舗又は夜20時から翌朝5時までの時間帯に営業を行っている店舗、【第6期】の①福岡市②久留米市は夜20時から翌朝5時までの時間帯に営業を行っている店舗、【第5期】及び【第6期】の③その他市町村は21時から翌朝5時までの時間帯に営業を行っている店舗であること
- 要請期間の全ての期間に要請に応じていること。但し、やむを得ない理由がある場合、【第9期】において6月23日までに、【第8期】において6月3日までに、【第7期】において5月14日までに、【第6期】において5月8日までに、【第5期】において①福岡市：4月24日②久留米市：4月27日までに要請に応じていること
- 要請対象施設に関して、営業に必要な許認可を取得していること

必要書類

※必要書類の詳細については、確定次第改めて公表します。

<売上高方式> 1日あたり売上高が、

8万3,333円(【第6期】①福岡市②久留米市【第9期】①福岡市②北九州市③久留米市は7万5千円)(【第7期】【第8期】は10万円)以下の場合

…①、②※従来と同じ書類

8万3,333円(【第6期】①福岡市②久留米市【第9期】①福岡市②北九州市③久留米市は7万5千円)(【第7期】【第8期】は10万円)を超える場合

…①、③

<売上高減少額方式>…①、③、④

※【第1期】【第2期】【第3期】【第4期】のいずれかに申請済の場合は★の書類は省略可

①	<ul style="list-style-type: none"> ○申請書 ○協力金支給申請額計算書 ○誓約書 ○理由書※該当する場合のみ ○本人確認書類の写し(運転免許証など)※個人事業者のみ★ ○役員名簿(指定様式)※法人のみ★ ○通帳の写し★ ○店舗の外観全体(社名や店舗名)が分かる写真★ ○飲食店営業許可等、営業に必要な許認可を取得していることが分かる書類の写し ○営業時間短縮の状況が分かる書類の写し又は写真(変更前後の営業時間を確認できるホームページ、チラシ等) ○酒類の提供時間(【第7期】【第8期】においては酒類及びカラオケ設備を提供していないこと、【第9期】においては、酒類を提供する場合は県が発行する「感染防止宣言ステッカー」を掲示していること)が分かる書類の写し又は写真(メニュー表など)※該当する場合のみ ○給付決定通知の写し(【第1期】【第2期】【第3期】【第4期】のいずれか)※該当する場合のみ ○賃貸借契約書、賃料支払い実績が分かる書類(通帳など)の写し ※【第7期】【第8期】の該当する場合のみ
②	<p>【法人】(最新の事業年度分)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○法人税確定申告書別表一(一)(税務署の收受印又は税理士の証明印が有るもの)の写し★ <p>【個人事業者】(令和元年又は令和2年分)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○確定申告書B第一表(税務署の收受印又は税理士の証明印が有るもの)の写し★ <p>※確定申告書が提出できない場合は、直近3カ月の売上帳の写し。ただし、新規開業のため初回の確定申告の時期を迎えていない場合は、法人設立届出書又は開業届の写しでも可</p>
③	<p>【法人】(前年度又は前々年度分)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○法人税確定申告書別表一(一)(税務署の收受印又は税理士の証明印が有るもの)の写し ○法人事業概況説明書(月別売上高)の写し ○売上に係る売上帳等の帳簿の写し(店舗別の飲食事業と他の事業の売上が分けて記載されているもの) <p>【個人事業者】(令和元年又は令和2年分)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○所得税の確定申告書B第一表(税務署の收受印又は税理士の証明印が有るもの)の写し ○青色申告決算書(月別売上高)又は収支内訳書の写し ○売上に係る売上帳等の帳簿の写し(店舗別の飲食事業と他の事業の売上が分けて記載されているもの)
④	<p>【法人・個人事業者共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○令和3年の要請に応じた月の売上に係る売上帳等の写し(飲食事業と他の事業の売上が分けて記載されている)

【中小企業】 ○ 飲食業…資本金等の額が5,000万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人 ○ カラオケなどのサービス業…資本金等の額が5,000万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人

【大企業】 「中小企業に該当しない会社」または「みなし大企業」

【1日あたり売上高】 前年度又は前々年度の時短要請月と同じ月(又は時短要請期間と同じ期間)の飲食部門の売上高(※)÷当該月(又は当該期間)の日数

【1日あたり売上高減少額】 (前年度又は前々年度の時短要請月と同じ月(又は時短要請期間と同じ期間)の飲食部門の売上高(※)－当該年度の時短要請月(又は時短要請期間)の飲食部門の売上高)÷当該月(又は当該期間)の日数

※不明の場合は飲食部門の年間売上高÷365(又は366)

協力金に関するお問い合わせ先

申請方法等についてはホームページを御覧いただくか、コールセンターにお問い合わせください。

福岡県感染拡大防止協力金ホームページ

福岡県感染拡大防止協力金



福岡県感染拡大防止協力金コールセンター

TEL:0120-567-918 (平日、土、日、祝日 9時~17時)



福岡県新型コロナウイルス感染防止宣言ステッカーについて

業種別の感染拡大防止ガイドラインに基づく対策を徹底した上で、「感染防止宣言ステッカー」を掲示して安心して利用できる店舗であることをお知らせしましょう。

<福岡県新型コロナウイルス感染症一般相談窓口> TEL:092-643-3599(9:00~18:00 平日)



「福岡県感染拡大防止協力金」申請受付開始について

県では、県内全域における飲食店等に対し、6月21日から7月11日までの期間、営業時間短縮等の要請を行いました。

この要請に協力いただいた事業者の皆様に対し、「【第9期】福岡県感染拡大防止協力金」の申請受付を7月12日（月）より開始します。また、同日9時より電子申請フォームを公開します。

※やむを得ない理由により、6月21日から要請に応じられなかった場合は、6月25日までに要請に応じた方が対象になります。

1 要請対象期間

【第9期】令和3年6月21日（月）～7月11日（日）（21日間）

2 要請対象施設

○飲食店営業許可・喫茶店営業許可を得ている施設が要請の対象です。

※設備を設けて客に飲食をさせる営業を行う露店営業（屋台）は要請の対象です。

○上記に加え、飲食店営業許可を受けている結婚式場が対象です。

○次の施設は、飲食店営業許可・喫茶店営業許可を得ている施設であっても要請の対象外です。

ネットカフェ、漫画喫茶、宅配・テイクアウト専門、キッチンカー、スーパーやコンビニのイートインスペース、自動販売機、ホテル等の宿泊施設において宿泊客のみに飲食を提供する場合の飲食施設、葬儀場

3 要請内容

<福岡市、北九州市、久留米市>

○営業時間を5時から20時までの間とすること

○酒類の提供は業種別ガイドラインを遵守し、県「感染防止宣言ステッカー」の掲示店に限る。この場合、酒類提供時間は11時から、オーダーストップは19時まで

○利用客に酒類を提供する場合は、4人以下のグループに限ること

○カラオケ喫茶やスナック等（カラオケボックス除く）のカラオケ設備の利用自粛

<その他市町村>

○営業時間を5時から21時までの間とすること

○酒類の提供は業種別ガイドラインを遵守し、県「感染防止宣言ステッカー」の掲示店に限

る。この場合、酒類提供時間は11時から、オーダーストップは20時まで

○利用客に酒類を提供する場合は、4人以下のグループに限ること

○カラオケ喫茶やスナック等（カラオケボックス除く）のカラオケ設備の利用自粛

4 給付金額（1日あたりの給付額）

<福岡市、北九州市、久留米市>

（1）中小企業（売上高方式）

- 1日あたり売上高7万5,000円以下：3万円
- 1日あたり売上高7万5,000円超25万円未満：1日あたり売上高の4割
- 1日あたり売上高25万円以上：10万円

※売上高減少額方式の選択も可能

（2）大企業（売上高減少額方式）

- 1日あたり売上高減少額の4割
上限：20万円

<その他市町村>

（1）中小企業（売上高方式）

- 1日あたり売上高8万3,333円以下：2万5,000円
- 1日あたり売上高8万3,333円超25万円未満：1日あたり売上高の3割
- 1日あたり売上高25万円以上：7万5,000円

※売上高減少額方式の選択も可能

（2）大企業（売上高減少額方式）

- 1日あたり売上高減少額の3割
上限：20万円又は1日当たりの売上高の3割のいずれか低い額

5 申請受付期間

【第9期】令和3年7月12日（月）～8月11日（水）

6 申請方法

電子申請または郵送申請

協力金の詳細については、下記のお問い合わせ先、または県HPをご覧ください。

電話番号：0120-567-918

受付時間：平日・土・日・祝日 9～17時

県 HP : <https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/fukuoka-kansenkakudaiboushi-kyouryokukin-9th.html>

福岡県による要請に応じて、【第1期】令和3年5月12日から5月31日まで、【第2期】令和3年6月1日から6月20日まで、【第3期】令和3年6月21日から7月11日までの期間に営業時間短縮等を行った1,000㎡超の大規模施設を運営する事業者の皆さま、及び大規模施設のテナント事業者等の皆さまに協力金を給付します。

※やむを得ない理由により、【第1期】5月12日から営業時間短縮要請に応じられなかった場合は5月16日までに、【第2期】6月1日から営業時間短縮要請に応じられなかった場合は6月5日までに、【第3期】6月21日から営業時間短縮要請に応じられなかった場合は6月25日までに要請に応じた場合が対象になります。

※やむを得ない理由により、休業要請に応じられなかった場合は休業に応じた日が対象になります。

福岡県からの要請

要請期間	【第1期】令和3年5月12日(水)0時～5月31日(月)24時 【第2期】令和3年6月1日(火)0時～6月20日(日)24時 【第3期】令和3年6月21日(月)0時～7月11日(日)24時
対象区域	【第1期】【第2期】福岡県内全域 【第3期】福岡市、北九州市、久留米市 ※イベント開催制限は、県内全域
要請対象施設	要請内容
劇場、観覧場、映画館、演芸場など	○人数上限5000人かつ収容率50%以内の要請 ※【第3期】は、人数上限5000人かつ収容率大声あり50%/大声なし100%の要請 ○(1000㎡超)20時までの営業時間短縮要請 ※イベント開催の場合は 県内全域 を対象に21時までの営業時間短縮を要請 【第1期】では、スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオは、土日は休業要請の対象でしたが、【第2期】以降は、土日は平日同様、営業時間短縮要請の対象となります。
集会場、公会堂など	
展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホールなど	
ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る。)	
体育館、スケート場、水泳場、屋内テニスコート、柔剣道場、ボウリング場、テーマパーク、遊園地、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニスコート、ゴルフ練習場、バッティング練習場、 スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ など	○(1000㎡超)20時までの営業時間短縮要請 5月22日～6月20日の土日は休業要請
博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園など	
マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンターなど	
個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場など	○(1000㎡超)20時までの営業時間短縮要請 5月22日～6月20日の土日は休業要請 ※生活必需物資を除く。
スーパー銭湯、ネイルサロン、エステティック業、リラクゼーション業など	
大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店、家電量販店など	

給付額

1日あたり給付額 × (要請に応じて短縮した時間 ÷ 本来の営業時間) × 要請に応じた日数

※ 要請対応開始日が【第1期】5月13日～16日、【第2期】6月2日～5日、【第3期】6月22日～25日の場合は、当該要請対応開始日からの日数が対象
 ※ 休業要請に応じた日については、1日あたり給付額を給付します。

	大規模施設	テナント
1日あたり給付額	自己利用分面積※1,000㎡毎に20万円 ※特定大規模施設運営事業者自らが一般消費者向け事業の用に直接供している部分であって、要請に応じて休業又は時短営業を行っている部分の面積(生活必需品の売り場を除く) ※映画館運営事業者も対象 ※1,000㎡以下の場合も20万円 協力金対象テナント数(10以上の場合) × 2千円	対象床面積※100㎡毎に2万円 ※100㎡未満の場合は2万円 ※百貨店の店子の場合、1店舗あたり2万円 ※映画館運営事業者及び映画配給会社には、それぞれ1スクリーンあたり2万円(要請に応じ上映できなかった回数/対象日に予定していた上映回数に乗じた額)

申請受付期間(電子申請・郵送申請)

【第1期】令和3年6月1日(火)～8月11日(水) 【第2期】令和3年6月21日(月)～8月11日(水)
 【第3期】令和3年7月12日(月)～8月11日(水)

給付要件

※詳細は募集要項をご覧ください。

1 大規模施設

- ①福岡県内において床面積が1,000㎡を超える要請対象施設を運営する事業者であること
- ②要請期間の全ての期間に、要請に応じていること。但し、やむを得ない理由により、【第1期】5月12日から要請に応じられなかった場合は5月16日までに、【第2期】6月1日から要請に応じられなかった場合は6月5日までに、【第3期】6月21日から要請に応じられなかった場合は6月25日までに要請に応じ、残りの全ての期間に要請に応じていること(休業要請については、休業要請対象日のいずれかの日に要請に応じていること)
- ③飲食業に係る協力金の支給対象となっている施設以外の施設(そのテナント事業者等が支給対象となっている場合を除く。)であること

2 テナント

- ①要請期間において、要請に応じている大規模施設の区画を賃借し出店している店舗を運営する事業者であること(百貨店においては、当該店舗の売上が百貨店に計上されたのちに分配され、百貨店から一定の区画の分配を受け、店舗の運営者名義で出店し、一定の自立性をもって事業を営むなどの店舗を含む)
- ②当該大規模施設が要請に応じたことに伴い、休業・営業時間短縮をおこなった店舗であること。
- ③要請期間に飲食業に係る協力金の支給を受けていないこと

必要書類

※主な必要書類です。詳細は募集要項をご覧ください。

1 大規模施設

- ①通帳の写し
- ②床面積が1,000㎡を超えていることが確認できる書類の写し(大規模小売店舗立地法上の届出の写しなど)
- ③休業・営業時間短縮の状況が分かる書類の写し又は写真(告知文や大規模施設のホームページなど)

2 テナント

- ①本人確認書類の写し(運転免許証など)※個人事業者のみ
- ②通帳の写し
- ③大規模施設に出店していることが確認できる書類の写し(賃貸借契約書など)
- ④店舗の外観全体(店舗名)が分かる写真
- ⑤出店している大規模施設の休業・営業時間短縮の状況が分かる書類の写し又は写真(告知文や大規模施設のホームページなど)
- ⑥休業・営業時間短縮の状況が分かる書類の写し又は写真(変更前後の営業時間を確認できるホームページや店頭ポスター、チラシなど)

※上記以外に事務局が必要と認める書類の提出を求めることがあります。

協力金に関するお問い合わせ先

福岡県感染拡大防止協力金コールセンター

TEL:0120-567-918 (平日、土、日、祝日 9時~17時)

福岡県感染拡大防止協力金ホームページ

福岡県感染拡大防止協力金



福岡県新型コロナウイルス感染防止宣言ステッカーについて

業種別の感染拡大防止ガイドラインに基づく対策を徹底した上で、「感染防止宣言ステッカー」を掲示して安心して利用できる店舗であることをお知らせしましょう。

<福岡県新型コロナウイルス感染症一般相談窓口> TEL:092-643-3599(9:00~18:00 平日)



【大規模施設・大規模施設テナント向け】
「福岡県感染拡大防止協力金」申請受付開始について

県では、県内全域における1,000㎡超の大規模施設及び大規模施設のテナント事業者に対し、6月21日から7月11日までの期間、営業時間短縮等の要請を行いました。

この要請に協力いただいた事業者の皆様に対し、「〈第3期〉【大規模施設・大規模施設テナント向け】福岡県感染拡大防止協力金」の申請受付を7月12日（月）より開始します。また、同日9時より電子申請フォームを公開します。

※やむを得ない理由により、6月21日から要請に応じられなかった場合は、6月25日までに要請に応じた方が対象になります。

1 要請対象期間

令和3年6月21日（月）～7月11日（日）（21日間）

2 要請対象施設

- (1) 劇場、観覧場、映画館、演芸場など
- (2) 集会場、公会堂など
- (3) 展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホールなど
- (4) ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）
- (5) 体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔剣道場、ボウリング場、テーマパーク、遊園地、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニス場、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオなど
- (6) 博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園など
- (7) マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンターなど
- (8) 個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場など
- (9) スーパー銭湯、ネイルサロン、エステティック業、リラクゼーション業など
- (10) 大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店、家電量販店など

3 要請内容

【上記（1）～（6）までの施設】

- 人数上限5,000人かつ収容率大声あり50%/大声なし100%の要請

- (1,000㎡超) 20時までの営業時間短縮要請
- ※ イベント開催の場合は21時までの営業時間短縮を要請
- 【上記(7)～(9)までの施設】
- (1,000㎡超) 20時までの営業時間短縮要請
- 【上記(10)の施設】
- (1,000㎡超) 20時までの営業時間短縮要請
- ※ 生活必需物資を除く

4 給付金額

1日あたり給付額×(要請に応じて短縮した時間÷本来の営業時間)×要請に応じた日数

※1日あたり給付額

大規模施設：対象床面積1,000㎡毎に20万円

テナント：対象床面積100㎡毎に2万円

5 申請受付期間

令和3年7月12日(月)～8月11日(水)

6 申請方法

電子申請または郵送申請

協力金の詳細については、下記のお問い合わせ先、または県HPをご覧ください。

電話番号：0120-567-918

受付時間：平日・土・日・祝日 9～17時

県 HP：<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/fukuoka-kansenkakudaiboushi-kyouryokukin-daikibo3.html>